

感染された方の隔離期間について

2022年9月8日付の厚生労働省からの通知では、感染者の隔離期間が、有症状者では10日かつ症状軽快後72時間経過→7日かつ症状軽快後24時間経過(つまりは8日目隔離解除)へと短縮されています¹⁾。これはwithコロナ時代における社会経済活動の維持を目的とした変更であり、この通知には、“ただし、(有症状者は)10日間が経過するまでは、…ハイリスク施設への不要不急の訪問を避けること…”との文言が付随しています。

なお、7日経過時点で入院している場合には、従来通り10日かつ症状軽快72時間経過が隔離解除の条件となっています。また、無症状者の隔離期間も7日間から変更はありません。

また、この通知の根拠の一つとなった国立感染症研究所の資料²⁾によると、オミクロン株に感染し発症した患者のウィルス分離率に関して、8日目時点では少なくとも16%の患者でウィルスが分離されるリスクが残存していますが、11日目時点ではそのリスクを3.6%まで減らすことができます。つまり、発症者を8日目に解除した場合、8-25%程度(95%信頼区間に基づく)の方がまだウィルスを排出している可能性がある、ということになります。

当院には高齢者や様々な病気を抱えて受診、入院される方が多数いらっしゃることを考慮すると、この8-25%のウィルス排出リスクを許容することは難しく、発症者が受診される場合は、現在でも発症日の翌日から少なくとも10日間かつ解熱後72時間の基準を満たすこと(つまり、最短でも発症11日目以降に来院可能)を条件として設けていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1) 厚生労働省新型コロナウイルス感染対策推進本部. 事務連絡. 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養機関等の見直しについて. <https://www.mhlw.go.jp/content/000987473.pdf>

2) 第98回(令和4年9月7日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード. 鈴木(忠)先生提出資料. <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000987065.pdf>